

# 琉球大学学術リポジトリ

## 復帰準備4

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 復帰準備, 防衛施設庁, 事務所開設, 総理府 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43400">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43400</a>

沖繩原水協(社会党系)作成資料



# 沖縄の辛きを訴える県民よだんけつせよ!!

反戦平和を守るため、沖縄の完全復帰実現、平和で豊かな沖縄をとりもどすために百万県民にとつて今が一大事の時であることを警告します。

恒久平和を築き上げることを一人ひとりが自らの心に再確認して、沖縄戦において尊い犠牲となられた御霊に対して、「あなたがたの犠牲はけつして無駄にはいたしません。必ず平和の郷土を築きます」と、誓い、勇気ある団結と連帯の行動を起こすよう訴えます。

現在沖縄の歴史上八十年來の早魃という天変の起きていることはまさに天のくだせる警告にほかなりません。衆生（人民）は総てが平和を求めております。

法華經壽量品に「我が此の土は安穩にして天人常にじゅう満せり 宝樹華果多くして 衆生の遊樂するところなり」以上経文

平和で豊かな沖縄とは、このような理想なところではなければなりません。

そのためには先ず次のことを団結の力で勝たねばなりません。

一、毒ガス兵器の即時・安全・克つ完全撤去と、一切の損害賠償をアメリカは直ちに行なうよう要求する。

一、自衛隊の沖縄配備に反対し、けつして配備を許してはいけません。

自衛隊とは日本国憲法に違反した明らかに軍隊であります。武器を持つこと、軍隊を持つことによつて国益になるというものは間違つた考えであります。日本は軍隊が居つたために敗れ、沖縄は多くの犠牲者を出し、悲惨な歴史をつくり、苦難の二十六年間を過ごしてきた。

専守防衛・自衛のための軍隊というがけつして人民を守らず、資本家の生命と財産を守る番犬にほかなりません。かえつてそのため二十六年前の如く人民は犠牲と死を強要されます。

誤まちを再び繰り返してはならない。

一、軍用地の再契約を地主は拒否して下さい。

アメリカ軍が出て行つても自衛隊が入つたのでは、アメリカ軍よりも一層仕末が悪くなります。沖縄の青年男女は一番の犠牲者となるであります。

一、デモ規制立法化に断固反対し、粉碎しましょう。

これは本土の破防法に等しく、立法化された後はいくらでも拡大解釈されて使われます。大衆運動を弾圧し、人民の平和を破壊してしまふ恐い法律であります。絶対に立法化させてはならない法律です。

一、軍港湾の働く仲間の闘いに連帯の支援活動を起こそう。

1、米軍は軍港湾労働者の争議に不当な介入を直ちに止めよ。

2、日本政府は軍港湾労働者の正当な要求を認めよ。

軍港湾労働者の争議はこれからも、米軍に日本政府、資本家が肩替わりしても必ず働く者の上には起こる問題であります。働く者の生活と権利を守るために連帯の闘いを起こしましょう。これからの米軍に替るものは日本政府であり、死の商人たちであります。

六十日間の長期にわたり固い結束の闘いを続けている軍港湾の闘争は、今後の労働者の平和な生活と権利を守るための総労働者対総資本家（権力）との闘いといつても過言にならないでしょう。

軍港湾労働者に連帯の支援活動を起こして下さい。

天の御容色を拝するに、いまこの一大事るとき、事大主義に陥入り、勇気を失うことは、美しい丘、きれいな海と空にかこまれた南国の榮土・郷土沖縄を悪魔の手中に売却することであり、す。悪魔とは、日本政府であり、一連の死の商人であり、沖縄自民党の連中であり、自民党は沖縄を観楽地（バグチ場）と軍事基地と軍需工業地にしてしまひます。

いまからでも遅くはない。

県民の希求する平和を築き、明るい豊かな沖縄をつくるために、復帰協・革新共闘会議に団結しよう。

一九七一年七月十四日

毒ガス移送期間中の住民の安全と健康を御祈願しながら軍港湾闘争小屋にて

沖縄・日本山妙法寺（復帰協内）

主任 利根川栄正合掌

毒ガス撤去・自衛隊配備反対・デモ規制法

立法化反対・軍港湾争議支援

県民の団結を訴える祈願断食

日本山妙法寺

# 基地調査報告

1971年  
8月26日



原水協

## 目的

沖縄における米軍の動向と活動、そして軍用地関係の現地調査の一環として、問題視されていた伊江島を現地の協力を得て行なうことにした。

## 一、航空機の射撃演習について

一九七一年四月末までは、嘉手納基地を爆撃した第三十三空軍師団、第十八戦術航空団第十二戦術戦闘機中隊所属のF4U戦闘機、F105戦闘機、F105戦闘機、F105戦闘機が伊江島射撃場を唯一の演習場として毎日一機程度をもつて射撃演習を行なってきたが、今年五月まで横田基地に駐留していた第三四七戦術戦闘機中隊のF4U戦闘機三機中隊（一機中隊は十二機）が嘉手納基地に移駐してきたため、伊江島における演習もこれまでより頻りに行なわれるようになり、演習機数もこれまでの単機演習から完全な戦闘隊形での四機に増強され、戦術空軍の主任務である飛行訓練作による非核爆撃空軍中隊、核爆撃隊の演習を土、日曜日を除いて連日猛烈に行なっている。

伊江島における演習は対地攻撃演習が主であり、使用されている兵器は確認されているだけでも次のものがある。

第一に戦術戦闘機が装備し射撃する兵器による演習であることとを確認することができた。

① その一つはG5M1バルカン砲（新造で六連発射）による二〇ミリのM1〇三銃弾を使用した突撃射撃演習が行なわれている。（そのバルカン砲は一秒間に一〇〇発を発射する能力をもっている。）

② 一つは人員殺傷用の破片爆弾、ボール爆弾、ナバーム弾、徹甲弾、焼夷弾等のモギ爆弾が使用されており、それらの現物構造からしてVT信管付のものと思われる。

③ LAU10、RL116の発射ランチャーを使用して三七ミリロケット弾（対人用破片弾）  
五〇ミリロケット弾（ ）  
六八ミリロケット弾（徹甲弾で火筒信管）  
が使用されている。

④ パラシュート式制動爆弾 マトラ四〇〇の改造型も使用されている。

⑤ 特に注意せねばならないのは戦術空軍の特任である核爆撃隊演習が行なわれていることである。  
それは空対空ミサイル、ブルバットのモギ爆弾を使用している。この演習は、これまで伊江島のR112演習場を使用していた。

以上の演習は戦術空軍演習の種類でも、一連に十八、二十時間連続演習、一週間五、七時間連続演習、二週間連続演習という各種の中核演習が行なわれている。

といえる。

また、一ヶ月に一回程度でベトナム、韓国、タイ軍もその演習場を訓練のために使っているという。

## 二、自衛隊との共同使用

七二年沖縄返還によって自衛隊の沖縄配備も露骨に表面化しているが、

航空自衛隊もF66、F104、F4U、F4Eと同機種のF4EJを配備する段階に来ていること、アメリカとの共同作戦下にある自衛隊、またアジアにおける相互防衛という軍事的条約締結のなかでいよいよ沖縄基地を米軍から解放する体制にも自衛隊が米軍とともに伊江島の演習場を使用することは必ずあるといえる。

この演習も現在の米軍が行なっていると同様な程度で、非核戦、核爆撃、射撃演習の演習になるものと思われる。

去った二〇日にも施設庁による現地調査が行なわれていること等は自衛隊が使用するという前提であるといえる。

## 三、軍用地問題

米軍は実験使用する地帯を残して他は次々解放しているが、米軍の演習が激化しているなかでそれらの地帯での農業者に対する危険性というのはつる一方で土地は解放されても危険が身は降りていないというのが現状である。

また、米軍は陸地の軍用地を縮小し、演習範囲を海面に広げていっているが、それらの海面での操業も危険をともなうため完全に不可能になっている。

特に伊江島飛行場を中心に行なっている重量物投下演習でキビや農作物にも被害が出ていることと  
約一〇万坪に及ぶ軍用地でもない土地が投下演習地域に使用されている

⑥ これらの軍用地の縮小で近日中にも解放予定地があるが復元するには余程の資金が必要とされる地域である。これらの地域も農耕地として復元すれば良い土地とされている地域ですが、米軍が支払っている軍用地料は年間一坪わずか二仙八厘しか支払っていないという状態である。

## 四、原因不明の死魚について

これまで名護市の大浦湾内で三〇、六〇五の深海魚が半死状態で捕獲されて問題視されてきていますが、伊江島近海でも三〇、五〇五程度のメバル、ニーバイ、アカジンが半死又は死魚として発見され漁民に大きなショックを与えている。

以上のように伊江島だけでなく、数多の問題をかかえており、七二年復帰をひかえての諸問題は深刻なものであるため、各地域でかかえている諸問題を十分把握し、それらの地域に相応する運動を強力にすすめていかないと限り沖縄返還にともなう農業者のひびきは深くなる一方である、したがって各地域の問題点を早急に調査し、その実情を表面化していく必要がある。

被爆26周年

原水爆禁止世界大会

沖繩關係資料



原水爆禁止沖繩県協議会

1  
0  
0  
0  
0

### 沖繩における軍用地接収のあらまし

米國政府は一九四五年四月、沖繩上陸以來今日に至るまで、彼等が必要とする土地を一方的に接収し、その使用を継続してきている。

このように一方的に米國が沖繩の土地を接収してきたその根拠は、対日平和条約の発効前は占領であり、その後は対日平和条約と米國の軍事優先政策である。

対日平和条約の発効は、米國が沖繩の土地を使用するための一大転換をもたらした。

それはこれまでの占領者としての立場から対日平和条約の発効で戦争状態から平時にもどり、戦時法規の適用から排除されることであつた。

そこで米國は沖繩の土地を使用するため、一九五二年十一月一日に民政政府布令第九十一号を公布した。

その布令は琉球政府行政主席と土地所有者との間で借地契約を結び、その土地を米國政府が行政府から転借りするといふ方法をとっているが、兩者の結ぶべき契約の内容は米國政府によって示されており、地主は自分の土地を貸すのに地代、契約期間等について一言も自分の意見を發表する機会がなかつたわけである。

このように、契約の真意に反し、圧迫を受けた契約を拒否することは地主として当然のことであり、一方的な布令はここに失敗した。

そこで米國は、一九五三年四月三日に民政政府布告第一〇九号を公布した。その布令は土地使用令と呼ばれ、強制的に農民の土地を使用、収用することを目的としたもので、米國が強制的に土地を収用した際の損害に対して、いかなる補償を実施するかの規定がなく、不徹底の規定で公権力を行使しようとする米國の基本政策を露骨に表してきた。

そして、一九五三年十二月五日に民政政府布告第二十六号が公布され、同布告が公布されるまで米國政府によって使用、占有されていた土地に対して同政府の使用権を黙認によって認めるといふもので、法律に認められないような使用権を一方的に地主の黙示の中に契約を認めせよとするものであつた。

更に一九五九年一月十三日に布令第十八号を公布し、一括払いを廃止し、一九五九年二月十二日には布令第二〇号を公布し、今尚沖繩の土地は米國の必要によつて一方的な黙示によつて接収されるように布令をもつて示しており、賃貸料も米國が査定して支払われるようになってゐること等、自分の土地でありながら米國が必要とした場合は布令第二〇号をもつて接収されるという、沖繩農民の権利を無視した軍事優先植民地政策が今尚沖繩には適用されているのである。その布令二〇号による契約書には米軍が一方的に決めた条文として「合衆國政府はこの契約の期間中その希望により当該土地にいかなる変更をも加え、かついかなる地上物件をも設置する権利を有する。これらの地上物件はすべて合衆國政府の財産であり、合衆國政府はこの契約の期間中これを撤去し又は処分することができる。」となつてゐるように沖繩農民の土地は米軍の一方的な契約条件で使用されてゐる。

### 軍用地の現況

戦後沖繩の土地は米軍の一方的な軍事優先政策の中で、米軍が必要とする地域は強制的に接収され、不必要とする地域は返還されるといふように、米國の意のままにされてきているため、その面積も一定しておらず、変動が多い。

一方、軍用地の調整も基地縮小というように大きく宣伝されてはいますが、このように米國が不必要とする土地を開放することは、土地代の軽減にあるようだが、一方必要とする土地は、これまで農民が米國からの土地代だけでは生活が維持出来ないため、軍が使用してゐない軍用地を黙認耕作地として耕作してきた土地を次々と取上げ、軍施設の拡大強化をはかつてきている。しかし、これらを取上げることについては一言の宣言もなされず、その面積についても明らかでないだけに大體的に見た場合、沖繩の軍用地が大きく開放され、それにもなつて基地縮小がなされてゐるような印象を与えている。

また、これまで開放された土地は沖繩の十五市町村が地域開発に必要な土地として米國にその開放を要求していた五四〇万八九三坪は含まれていないことや、最も大きな問題は開放された土地の大半が農耕地として返せず、中にはコンクリートが敷かれていたり、採石場として取りとられたり、石ころ地域となつていたり、米軍によつてその形態

が変えられ、それを復活するには莫大な費用がかかる地域のみであるにもかかわらず、米田はその復元補償の請求権に對しては放棄されたとして一件もとりあげていないことである。

また、県民に開放したという軍用地は、名目ばかりで引続き米軍が降下演習等に利用し、その被害が放出している地域もあって、不合理もはなはだし。

特に軍用地の開放が大きく宣伝されている反面、これまでの黙認耕作地は全軍用地の三〇多であったのが、最近では約二五多弱にまで取上げられてきている点にも注目すべきである。そして、それらの土地は、基地の拡張強化として完全に利用されてきていることから沖繩の軍用地の事後的利用評価はこれまで以上に拡大されているといえる。

また、開放された軍用地の使用については、自衛隊の沖繩配備やそれらと連系する軍需産業資本がその買取りに懸命な動きをみせていることなど、沖繩の七二年返還を前にした軍用地開放問題も一面は開放宣伝であり、また一面は日本の軍需産業の手中に入りやすい策動の中で複雑をきたしている。

### 解放された軍用地の問題点

先にも述べたように、米軍が必要としない土地については次々開放されてきていますが、それらの土地のなかには米軍が占領した当時一方的に接収し、基地建設のために変形変質している土地が多く、開放地域のなかにはその境界を設定することさえ不可能な地域もあって、開放とはいわれながらも事後的にはそれらの境界を設定し所有者を明確にするまでに至っていない所が多い。

また、米軍は基地の安上り維持を計画し、これまでに軍事基地として直接使用してきた土地の周囲も軍用地として接収し軍用地料を支払いながら黙認耕作という形で農民に耕作を許してきたものですが、それらの土地も直接必要部分を賣して開放されている所もあります。それらの地域における一例をとりあげてみますと、恩納村安富組部落近くには米軍の射撃演習場と不発弾処理場があり、その基地を中心に部落までの間、約三、〇〇〇メートルの距離内は黙認耕作地としてこれまで米軍が演習をしない土曜の午後と、日曜日のみはからって農耕し、安い軍用地料の補てん収入を得てきたのですが、昨年この地域は射撃演習場と不発弾処理場の周囲わずかを軍用地として賣し、その他は開放されました。米軍の演習は相変わらず行われ、そこからの流弾や破片の飛来は従来と変わらず、自分の土地としてもどってきただけのもの、その地域に立入りする危険度は何ら変わらないため、従来通り米軍の演習をみはからっての農耕しか出来ず、軍用地料ももらえず、危険やそれらに對する保障もなく、だからといって、それらの土地を利用して収入を得ようにも、自衛隊がともなうという状態にある。

また、七二年返還を前にして沖繩の軍用地が大巾に開放され、それにもなつて大巾な基地縮小が行なわれるかのような印象を与えています。それは今年六月三〇日まで約一五、二万六千三四〇坪の軍用地を開放するという米民政府発表が大きな開放論にとらえられていると思われ、その開放地を今年六月二十九日、日米間で取決められた「沖繩の直接防衛責任の日本国による引き受けに關する取決め」の合意議事録の内容や、安全保障条約第六条に基づく地位協定第二条での返還基地のリストを見てもわかるように「米民政府が現に使用している設備および用地で沖繩の復元のさい、またはその全部または一部が使用を廃除される」という基地等を総合的に見てきた場合、それらの開放地で實質的に県民の手にもどってくる土地はわずかであり、そのほとんどが自衛隊に肩代りされるという条件付きの土地であつて、自衛隊を沖繩に配備させるために選定された軍用地開放であるのみならず、それらもありません。

また、それらの土地のなかにはすでに開放され軍用地料支払いが打ち切られている土地もありますが、それらの土地が固有地と隣接している所もある。一方沖繩返還にともなつて問題視されている恩納村のVのA施設用地等のように開放された場合には地主をはじめ村財政がその影響を受けるといふように開放されたら困るといふ金く交つた様相をもつている地域もある。それも長い間軍事基地に依存した財政から脱却することができず、開放された場合の高度利用計画を有していない一部市町村にはそのような状況もあつて沖繩における軍用地問題はただ表面だけをとりえていくわけにはいかない。また、返還協定に基づく基地リストのなかには七ヶ所程も布令二〇号による手続きをふまない、いわゆる許可制の年次契約（市町村と軍との直接契約）があり、その七ヶ所の地域のうち五ヶ所は一九七一年七月一日から契約を解除し完全な民有地であるにもかかわらず、その地域まで返還協定に軍用地リストにあること、残る二ヶ所も地域住民としては契約反対であるにもかかわらず、該各市町村では更新契約を結んで



いるという米軍無視の謀策がある。また、軍用地としても一度も契約をしたことのない地域を米軍が公然と演習に使用している地域もあつて、それらの地域で起きている諸問題を一つと具体的に把握し、それぞれの地域条件に相応する軍用地の高度利用計画を速急に樹立し、その計画を推しすすめる課程で軍用地の再契約を拒否し、二度と軍事に土地を提供しないための運動とともに、返還されれば現在の黙認耕作地は本土の「農地法」から除外されるといふ本土政府の沖繩に対する施政のあり方等、布令二〇号の問題や自衛隊配備にかかわる基地拡張条件といふこと等をもつと具体的に研究し、七二年返還を前にして起きている複雑なおもわくを一つ一つ解決していくことが、基地撤去を実現し、二度と軍事基地をつくらさない運動の質的前進であるといえよう。

### 最近における米軍基地の主な動きと恐るべきその実態

#### △核兵器のシステム強化について

一九六一年三月十三日米軍は「沖繩の四ヶ所にメーヌB基地を建設する」と発表し、一九六二年十月にはそれが記述され、それ以来沖繩の「核」といふはメーヌBに主眼がおかれてきた。

しかし、そのメーヌBも一九六九年十二月三〇日を期して解回され、現在はメーヌB弾頭が撤去されたあとの発射サイトを残すばかりとなつてゐる。

このメーヌBは沖繩に配置された当初から必ずしも全サイト（一基地八サイト）が核弾頭付きだったとは言いにくいものがあり、ただ抑止力としての基地に重点が置かれていたことは、当時の基地形勢や国際的情勢から判断することができ、一九六六年十月ベトナム戦争が激化していくなかで宜野湾市着天間に全世界に十六ヶ所しかないといわれている地上洞、軍事衛星通信局が開設され、沖繩も世界的な軍事通信機構のなかに組み入れられた。その開設と併行してメーヌB基地のシステムが全面的に強化され、これまでメーヌB基地に見当らなかつた鉄塔のレーダーが新設された、そのシステム強化とともに沖繩のメーヌBが初めて「核弾頭付き」に置き替えられたと伝えられている。

このシステムの強化というのは、これまで四ヶ所の基地にはそれぞれ基地司令官が一人づついて、万一の場合は米本國の司令を受けて、その基地司令官の命令でメーヌBの発射が可能を任組みになつていたが、この宇宙局が開設されると同時に、各基地に新設されたレーダーは着天間の第九軍司令部内の司令部に直結されるようになり、宇宙局のレーダーは高度な電波装置が設けられ、メーヌBの発射司令系統も四ヶ所の基地を統合して第九軍司令部に置かれるようになり、沖繩における核の司令系統が大きく変化し、メーヌBがまぎれもなく核弾頭を装備していることを実証したのである。

そのメーヌBが撤去されたといふことで一九七〇年以来沖繩における核の有無が問われ、いろいろの見解と論議を呼んでいます。

そのよりな情況のもとで、一九五九年一月以来沖繩に配置されてきているナイキ・ハーキュリーズについては多数の人々が関心を寄せていないことに特に注意せねばならない。それはナイキ・ハーキュリーズとメーヌBの両兵器としての利用度とその貯蔵管理に若干の相違はあつても、日常の管理上からした場合その安全度というのは比較にならないところがあり、ナイキ・ハーキュリーズに対する危険感というのは高くなければならないが、ナイキ・ハーキュリーズが通常兵器同様になされていくことは最も危険なことであると同時に、日米両政府がかくしたがり、表明に出でることをおそれていることに同調しているときなされても仕方のないことであり、日米両政府にとつてはこの上ない好都合なことといえる。

一方、これらの核兵器の貯蔵、補給、運搬体制（航空機、通信レーダー）については部分的な評価しかなされてきておらず、核をとりあげる場合のそれをとりまく総体性には大きく欠けてきていることも、日米両政府の理屈と核かくし政策に協力しているようなものであり、核兵器を論議するまでには至っていないなかつた。それが沖繩の核基地としての存在をあやまちせ、核兵器に対する見解さえあいまいな方向へと日米両政府のペースで巻き込まれてしまつてゐるといえる。

そのように核に対する見解が部分的にのみ論ぜられている間は、いくらでも核をかくし、装備することができるといふことは、われわれが最も重視せねばならない問題である。

また、いくら核兵器が沖縄に貯蔵され、配備されているといわれようと、その弾頭なる実物を見ない限り信用しないというのが日本政府の常用語である。

その弾頭の実物を見る機会を得るというよりも、それ自体の運搬体制、管理体制等も十分心得ることが最も重要であり、それを知らない限り一号線道路や那覇市内を核運搬してもわかるはずがない。また核基地として証明し得るにもそれに関連する条件をそろえることによつて立証できるものであり、今日までのように核兵器の問題についてはその弾頭のみにとられすぎで、核基地を認めたる他の条件についてはふれられても核に関連させることができず、その部分的な一基地としかたえられていないところに日進月歩を遂げていく核体制におぼつかない点があり、核兵器に対する認識すらうすらいでいくのである。

そこで核兵器といわれる兵器の種類は数知れない程のものが開発され、その破壊力においても使用目的やその機能によつて一様でなく、一キロトン（広島型の1/20）という最小型からメガトン級までのものが配備され、今やメガトン級核兵器すら開発されようとしていることは承知の通りであります。沖縄にはそれらのうちの戦術核兵器のほとんどが貯蔵されているとみなさなければならぬ。それはいろいろの条件をもつていえることですが、紙面をもつてここで言いつくすことは困難であるため、その中で最も重視せねばならないナイキ・ハーキュリーズについて簡単に、最近における基地の動きの一つとして報告します。

沖縄のナイキ・ハーキュリーズは一九五九年一月に開設され、沖縄本島十六ヶ所にその基地が建設された。（発射基地八、誘導レーダー基地八）、そのナイキ・ハーキュリーズもこれまで核とか非核という論議を呼びながらも今だにその答は明確でない。

しかし、一九六九年七月の米下院国防軍事建設小委員会での「米国のアジアにおける基地の再検討」が行なわれ、それに基づくように、沖縄のナイキ・ハーキュリーズ六基地（発射基地三、レーダー基地三）とホーク・ミサイル三基地が閉鎖され、更に構成替えが行なわれて沖縄のナイキ・ハーキュリーズ基地は十基地（発射五、レーダー五）になつてゐる。しかし、アメリカがいつているように「それ」の基地が撤去されたからとて沖縄の基地機能が低下することは無い」といふ発表はその通りである。

それは従来のナイキ・ハーキュリーズは通常兵器で占められていたものを、その六基地の撤収で通常兵器のなかに核弾頭付きが組み入れられたためその六基地の機能を補強するに足りたといえる。その核弾頭付きが組み入れられた時点でそれらの誘導レーダー施設が改設強化されたことでもそれを裏付けることができる。

最近では、そのナイキ・ハーキュリーズが全面的に核弾頭付きに置き替えられつつある。それは今後の動きが重要であるがすでにそれを裏付ける建設工事がすすみ、一部は完成してゐる。

その裏付けとなる条々の一部としてナイキ・ハーキュリーズ基地の発射台（ランチャー）が核弾頭付きに切り替えられてゐるとして、最も重視せねばならない誘導レーダーと通信、更に司令系が強化されている点にある。

そのレーダーというのはこれまでの誘導レーダーに加えて高度な電波を利用した銃塔型の円心レーダーが新設され、メーソリの司令系と同一ようなシステムが開設されつつあるところに大きな変化が予想される。特にレーダーによるシステムの強化は核兵器の存在を裏付ける何よりの証拠であり、沖縄の核抜きがうたわれている中で、一方ではそのように基地機能が核を中心になすまで強化されている。

また、ナイキ・ハーキュリーズと関連することでは、自衛隊の補代りである。これまで述べてきたようにナイキ・ハーキュリーズをとつても沖縄の核体系は強化の一途にあり、核強化による兵員の縮小、軍労働者の縮小がはかられていますが、そのように核体系が強化されていくナイキ・ハーキュリーズ基地を自衛隊が補代りすることは、まぎれもなく自衛隊の沖縄配備と同時に核体系の中に組み入れられることになるのはだれも否定できないだろうし、自衛隊がその引金を握らなくても、自衛隊が核体系の中に組み入れられることはないという証拠を立てるには何もないといふより。

結局、沖縄基地のもつ陸、海、空、海兵から核兵器に関連する一切のものをもつてのけた場合、そこには何も残るものがなく、沖縄基地の機能は〇に等しくなるといえる。したがって沖縄の核抜きは基地の完全撤去をもつてのみ証明しえるのである。

## 空軍保安部隊が統合し、海兵隊による保安部隊が新設

嘉手納基地内にある保安航空団属下の第六九二七保安大隊が、これまで恩納村万座毛に基地をもって空軍の保安を担当していましたが、その大隊が六月初めに嘉手納基地内の保安航空団に統合された。

その後を継いで六月七日付をもって第三海兵師団第九水陸旅団に属する偵察大隊（キャンプ・シュワープ在）が新しくその任に当たっている。

この保安部隊の任務は、偵察機や情報収集機から送られてくる情報を受け、それを整理分析し、指令を出し、必要情報を上級司令部やハワイ、ワシントンに伝送する任務と、共産圏や中国等約四〇ヶ国といわれる諸国と同盟諸国の電波を傍受し、敵の機密がもれないような対策をとるところのいわゆる保安任務、更に軍事通信電波や放送を傍受し、敵の機密をキャッチする情報活動をする部隊で、そこには高度な通信技術や、電子工学、暗号、解毒等を身につけた将校クラスと一般の専門家が任務に当たっていて、基地内の機密保全是特別嚴重な基地とされていた。それが今度、空軍から海兵隊に引き継がれたことは、今後の沖繩基地をはじめ、アジアにおける米軍の作戦に大きな影響を与えるものであることはいうまでもない。

それは沖繩基地が今後海兵と海軍によってその主力が占められていくことと、空軍において嘉手納基地を根拠にして日夜共産圏のスパイ活動をしているSRや電子偵察機を中心とする保安活動を強化していくことを意味するものであり、沖繩基地の動向がここに明確に示されてきたといえる。これらの動きについては、最も慎重に分析するとともにアメリカが七〇年代の戦略計画を海上のポラリス、ボセイドンに置いていることからしてもこれらの計画が沖繩を根拠にして展開されていくことも含めて今後の沖繩基地の動向と、この高い次点から調査分析していく必要がある。

以上述べた二点については沖繩基地の今後の動向を示す点で最も重要なことであり沖繩の基地全体がそれらの機密のバールの中で活動していることを認識し、基地縮小や米兵の撤退、自衛隊の沖繩配備という複雑な情勢にあるとはいえ、それらの重要な問題を見のがすことはできない。これを見のがすことは、今後の沖繩基地問題に取組んでいく上でも大きなあやまりを起す結果になりかねないので、戦後沖繩に米軍基地が建設されて以来かつてなかったこのような大きな問題を積極的に究明し、その斗いを強化していかなければならぬ。

### △ 自衛隊と沖繩

沖繩の返還という言語は今や消え去り、それに代って自衛隊配備と、米軍基地の動向が政治、経済問題の焦点となり変ってきた。

その自衛隊の沖繩配備も内外の策動が異変し、自衛隊の沖繩配備の目的についても、日本政府は、災害復旧や、救済作業等、県民の生活に直接影響する耳ざわりのよい文句をとりあげ、軍事面のことはいかえきみに出してきている。このことは、とりわけ、県民感情をやらわける宣伝と工作を前提にして県民の思想緩和をはかり、それを舞台にして実質的な自衛隊配備を何の障壁もなく進駐しようとするものであり、その作戦はもはや県民が感知しない間におそやかかっている。

それは観光にみせかけたボスターによる軍国主義思想の啓発、戦史研究、戦跡めぐりを口実とした自衛隊PR活動、軍楽隊を派遣しての奉賛演出、元自衛隊員を一般企業へ転入させての啓発、慰霊祭を名目にした観光団の自衛隊思想の宣伝と軍国主義思想普及、日の丸をはためかした自衛隊のひんばんな寄港、自衛隊機の飛来、カッコいゝ制服自衛隊を見せつける街頭遊説、戦跡地を復旧して観光化した軍国主義思想の普及、沖繩出身隊員の帰郷を利用したPRや、高齢者や、団体役員との緊密な接触による感情のなれあい、自衛隊員家族を自衛隊機でもって本土観光をさせていること、日本政府高官の来県を利用してヘキ地市町村や自衛隊配備予定の該当市町村への特別援助金の交付取付けや、財界人との懇談会開催での感性のなれあい、自衛隊志望者の身元調査を行政府、市町村役所の一部機関が行なっていることからの感銘緩和というあらゆる方法、手段が沖繩で現に行なわれているその現実をし

かともつめ、沖縄の将来に何を残すことのないよう、自衛隊問題を自分の問題として取組んでいかねばならない。その認識と闘いが反戦平和の闘いであり、琉球処分をくい止める唯一の闘いでもあるといえる。

しかしながら、自衛隊の沖縄配備に向けられた闘いは不十分といわなければならない、自衛隊の沖縄配備に対し自衛隊幹部は「緑と常夏の沖縄を」沖縄で反軍斗争が起きるのは米軍が居るからであり、われわれの自衛隊が中にはいれはうまくおさまる」を誘い語にして沖縄配備隊員の工作を行っており、中曾根元防衛庁官は「声なき多数の沖縄県民は自衛隊配備に反対していない」ことをくり返し強調し、沖縄県民の戦争否定、軍備反対という心底にひそむ根強い真の県民意志を知らなすぎる発言や行動をしている。

そのように権力をタテに、沖縄県民の真の心境を無視した自衛隊の沖縄配備計画は、県民不在の政策であり、そのような日本政府の謀略はやがて、戦争に反対し、平和を求める県民を開放し、沖縄をして軍国主義復活への全県民一致のべールに仕立てていこうとするものであって、大変危険な方向へと進んでおり、許してはならない問題である。

また、自衛隊の沖縄配備によって起こり得ることは軍備は当然なことながら、一般県民に及ぼす心理的、物理的被害も増大することは必至である。現在でも狭い沖縄の陸地の上では、米軍車輛が約六万台、県民の車輛が約十万台という車がかとる狭ましと走り、それによる交通事故の量も毎年増加してきている現状に、更に自衛隊の軍用車、自家用車、自衛隊とバイクを一つにする資本側の車輛の増強等で起きる県民に与える致命的事故は想像を絶するものがあると同様に、軍隊という支配権力と思想は、これまでの米軍相手から更に日本軍という二重の圧力、弾圧がおそいかかってくることになる。それから派生する諸犯罪をはじめ、県民のための県民政治に及ぼすはかり知れないゆがめられた政策の強要等、直接県民に与える悲観点問題が大きな波をつくっておしよせてくることになる。

自衛隊配備によって軍事的被害の他に前述のより予測できない事象が沖縄全島にはびこってくることを充分認識し、それらの暗害と対決した闘いがいわゆる、国民を守る闘いであり、自分を守る闘いであるといえよう。

沖繩違憲訴訟 (原爆医療法にもとづく医療費請求事件)

原子爆弾の投下によって敗戦をむかえた日本は終戦とともに日本の領土であり、日本の国民である沖繩の施政を敗戦の代償として米國に宛り渡し、沖繩県民をして他國國民扱いにし、その中でも同じ日本國民であり、同じ原爆被爆者である沖繩在住被爆者は本土においては昭和三十三年に原爆医療法が立法され、不十分なながらも被爆者に対する医療保障がなされたにもかかわらず、沖繩の被爆者は日本國民として、日本國憲法の適用を受けることもできず、ひたすらその差別を受け、異民族施政という異常とその暗い社会の片すみで人知れぬ苦悩を続けてきた。

そのような日本政府の違憲を許しては沖繩の被爆者に限らず全県民が日本政府の差別から脱却し、真の人間回復を待ちとすることは困難であるということ、アメリカの核基地のなかで生活する原爆の実体験者としてそのような日本政府の政治姿勢を許しておくことは三度原爆被爆者を地球上につくり出す結果になりかねないという立場から、沖繩在住被爆者五人が結集し、同じ日本國民でありながら、日本國憲法を適用しないことは憲法違反であるという理由で國を相手とつて違憲訴訟を提起したのである。

そして一九六五年九月九日の訴訟提起以来これまでに三十二回の公判が開かれていますがその間に原告の真喜志津留子さん、翁長生さんらが出廷し、東京地方裁判所法廷で原告人としての訴言を行なう等その運動の一面の推進ははかられてきた。

しかし、それらの運動も被爆者の体力的経済的弱さということと、社会的にまだまだ理解されていないことも相まって原告自らの力でそこまでもつてくるにはとうてい不可能であり、これまでの運動もこの訴訟の原告弁護団の献身的な努力と本土、沖繩を結ぶ諸団体の支援によってなされてきたというのが実情で、その運動もある部分的な活動者のみに理解されているにすぎず、この訴訟事件のもつ意義がまだまだ全県民に理解されていないようである。

この訴訟は単に原告五人の問題ではなく、違憲としてとりあげたところの大きな人権回復の意義は戦後二十六年も日本國憲法下におかれなかつた全県民の問題であると同時に軍國主義を復活し、核武装をもくろむ日本政府のあやまつた政策を反省せしめる重大な斗争である以上、この訴訟のもつ真の意義を全県民的にとらえ、原告五人を包む広範な斗争が必要であり、七二年返還によっておしよせてくる日本政府のいかなる権力や謀略にもめげず必勝を期して闘い続けていくことが原水爆禁止運動のもつ大きな課題であり、日本政府のたくらむ第三の琉球処分を阻止する斗いにも通ずるものと思われます。

次に参考までにこの違憲訴訟の訴状の写しを添付致します。

訴 状

- 沖繩県那覇市字真嘉比九三 原告 丸 茂 づ る
- 沖繩県浦添村字大平二五 原告 花 良 順
- 沖繩県那覇市樋川一四 原告 長 生
- 沖繩県那覇市寄宮二八 原告 真 喜 志 津 留 子
- 沖繩県那覇市寄宮二八三 原告 真 喜 志 才 卜
- 右訴訟代理人弁護士 別紙記載のとおり
- 東京都千代田区霞ヶ関一ノ一 被告 石 井 光 次 郎
- 右代表法務大臣

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律にもとづく医療費請求事件  
訴訟物の価額 金三十三万二千四百八十八円  
貼用印紙 金 円

請 求 の 趣 旨

被告は、

原告丸茂つるに対し、金二千八百八円

原告謝花良順に対し、金五万 円

原告翁長生に対し、金九万六千 円

原告真喜志津留子に対し、金十万三千六百八十円

原告真喜志オトに対し、金五万 円

および、本訴訟遂行の日の翌日より完済に至るまで年五分の割合による金員をそれぞれ支払え。

訴訟費用は被告の負担とする。

この裁判を求めらる。

請 求 の 原 因

一、原告等は、いずれも沖縄県に居住する日本国民である。

二、原告等は、いずれも原子爆弾の被害者である。

すなわち、

(一) 原告丸茂つるは昭和二〇年八月六日、午前八時一五分、広島市吉島町所在の南大橋（爆心地より二八杆）を通行中、アメリカ軍の投下した原子爆弾の爆発のため、両腕、顔面に火傷を負い、両耳は、腐れ落ち、顔面がクロイドとなり、顔の力はなくなった。

(二) 原告謝花良順は、右日時広島市内の第二陸軍病院（爆心地より二・四杆）に入院中被爆し、腰部にガスの破片が多数入る重傷を受け以来の腰の痛みがつづいている。

(三) 原告翁長生は右日時、自宅より登校中広島市比治山（爆心地より二杆）で被爆し、以来、心臓が動悸するなど、健康状態が良くない。

(四) 原告真喜志津留子は昭和二〇年八月九日、午前一時、長崎市恵比須町所在の大同生命長崎支社（爆

心地より二・六三杆）で勤務中、アメリカ軍の投下した原子爆弾の爆発による放射能、熱線を受け、以来、疲労が激しく、病体になつた。

(五) 原告真喜志オトは、右日時、長崎市本原町の自宅（爆心地より約一・五杆）で、被爆し、そのため皮膚に赤い斑点ができ、口、鼻から出血し、髪の毛がぬけるようになった。

三、原告等は、前記被害疾病のため、自費で医師の治療を受けた。

(一) 原告丸茂つるは、昭和二十一年一〇月、沖縄に引揚げ、各地の病院で治療を受けたが、昭和三九年四月より昭和四〇年までの間に那覇市牧志町の福福医院で、気管枝炎の治療を受け、金二千八百八円を支払つた。

(二) 原告謝花良順は、昭和二十三年一月沖繩県今帰仁村に帰り、昭和三四年七月四日、那覇市壺屋の浜松病院で腰部に入ったガラス片の取出手術を受け医療費として、金五万円を支払つた。

(三) 原告翁長生は、昭和二十二年七月沖繩県那覇市に帰り、以来、心臓の動悸が止らないので、那覇市の那覇病院で通院治療を続けており、昭和三二年四月一日より現在までに金九万六千円を支払つた。

(四) 原告真喜志津留子は昭和二十一年一月沖繩へ帰ったが、激しい疲労がとれず、以来那覇市寄宮の大浜病院へ毎月一、二回通院し昭和三二年四月一日以降現在まで合計金十万三千六百八十円を支払つた。

(五) 原告真喜志オトは昭和二十一年九月沖繩へ帰ったが、心悸亢進のため、那覇市壺屋町の屋富祖医院へ通院し治療を受け、昭和三二年四月一日以降現在まで金五万円を支払つた。

四、ところで「原子爆弾被害者の医療等に関する法律」（昭和三二年法律第四一号）

（以下原爆医療法と略す）第一四条第一項によれば、

「厚生大臣は被爆者が緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外の者から第七条第二項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは医療の給付に代えて、医療費を支給することができる」とある。

この規定は単なる自由裁量規定ではなく、原告等のように、その居住地に指定医療機関が存在せず、また本土の指定医療機関で治療を受けることが極めて困難な立場にある者に対しては、その受けた医療について、医療費を支給すべき義務があることを定めたものと解すべきである。

五、したがって、原告等が受けた前記医療は、原爆医療法第一四条第一項の緊急その他やむを得ない理由により医療に該当することは明らかである。

そこで、原告等を含む沖縄在住の被爆者等は、日本政府に対し、その支払った医療費の給付を要求したが、国は、その要求に応じない。

六、日本国民は法の下に平等であり、差別されることが許されない以上、沖縄県に居住する被爆者も、本土の被爆者と同様の保償を当然、受ける権利があり、原爆医療法が適用されることは言うまでもない。

また、その実施についても、本件のような金銭給付は沖縄における国権の行使行為そのものではなく、その履行は可能であるものは勿論、琉球政府にその施行を委任するという方法によっても実施は可能であり、他に幾多の事例も存在している。

七、よって、原告等は原爆医療法第一四条第一項により請求の趣旨記載のとおり判決を求めらる。

昭和四〇年九月九日

原告等代理人  
別紙のとおり

東京地方裁判所  
御中

昭和四〇年第七八二二号

昭和四〇年二月一日

被告指定代理人

原告	九	茂	外	つ	四	名
被告	國					
被告指定代理人	小	藤	鹿	網	阿	
	林	堂	内	代	田	
	定	清	金			
	人	裕	三	枝	康	

東京地方裁判所民事第三部 御中

答 弁 書

請求の趣旨に対する答弁  
原告らの各請求を棄却する。  
訴訟費用は原告らの負担とする。  
との判決を求めらる。

請求の原因に対する答弁  
第一項 原告らが沖縄に居住する日本国民であることは認めらる。

第二項 原告らがいずれも広島市または長崎市に原告ら主張の日時に投下された原子爆弾の被爆者であること

とは認めらるが、原告らの被爆の場所については不知。

原告らの症状については、昭和四〇年三月から四月にかけて日本国政府（総理府特別地域連絡局）が行なった医学的調査の結果によれば、大要次のとおりである。

- (一) 原告九歳つる 左顔半面および四肢にやゝ広汎な火傷痕があり、左眼外側角は、極度に左方に引張られてゐる。左耳朶は、痲痺化し変形化してゐる。全身状態は可良で、その他特変なし。
- (二) 原告謝花良順 榮養可良。背部にケロイド（中等度）あり。背部一面に多数の傷痕が認められ、その部の皮膚は膨隆し、褐色となつてゐる。第一一胸椎右側に拇指頭大の圧痛がある。硬度彈性軟、移動性割傷、れた腫瘤一個あり。胸腔内外に異物残留が認められる。一五横指幅肥大の肝腫あり、硬度軟。圧痛緩度証明す。
- (三) 原告吉倉長生 頸部、背部に広汎な火傷痕がある。下部胸椎に叩打痛、膝蓋腔反射左右ともに亢進、両下肢に錐体路徵を認める。上肢は神経学的に正常。外傷によるかもしれない腰椎疾病がある。
- (四) 原告真喜志津留子 榮養中 脈博七〇 整 心音純 心濁音略正常、心臓ノイローゼ、高血圧、他に特別の所見を認めなし。
- (五) 原告真喜志オト 榮養やゝ低下。一横指幅肥大肝腫あり、硬度やゝ増強、圧痛なし。両下肢に錐体路徵が認められる。脳神経異常なく、心音純。脳動脈硬化。その他外診上特変なし。

第三項 原告らの受療状況は不知。  
第四ないし第六項 争ひ。

#### 被告の主張

原告らは、本件訴訟において原爆医療法第一四条に基づいて医療費の支給を請求されるが、同法は、沖縄および沖縄に居住するその住民に適用されてゐないから、原告らは、同法に基づく請求権を有しなからず。

以上その理由を説明するとともに、併せて沖縄に居住する原子爆弾被爆者に対して日本国政府のつとめる救済措置の概略にもふれることにする。

#### 一、沖縄および沖縄住民の地位

日本国との平和条約三条によれば、沖縄を国際連合の信託統治制度のもとに置く提議が可決せられるまで、合衆国は、沖縄の領域及び住民に対して、行政立法及び司法上の権力を行使する権利を有する趣旨が定められてゐる。この結果、沖縄は、依然日本国の領域に留まり、その住民は、日本国民ではあるが、これらの地域および住民に対しては合衆国が施政権を行使することとなつた。従つて、日本国は、潜在主権を有するにすぎず、これらの地域および住民は、日本国の施政権の行使の対象から外されるに至つたのである。

#### 二、原爆傷医療法は、沖縄に居住する沖縄住民に適用されなからず。

沖縄は右に述べたように日本国に潜在主権はありながら、その施政権は合衆国に属するといふ特殊の地位にある地域であるため、わが國の法律が沖縄に居住する沖縄住民に適用されるか否かは、それぞれの法律の定める内容に応じて決定されなければならない。そして法律のうちには、当該住民の居住地におけるわが國の施政権の存在を必ずしも前提としてゐないといふ内容のもの（たとえば、国籍法など）に ついては、反対の明文の規定のない限り沖縄に居住する沖縄住民にも適用があるといふ方が、他方、その内容が法律ではなくわが國の施政権の存在を前提とする事項を定めるような法律（特に行政関係法規）については、当該法律が特に沖縄住民にも適用する趣旨で制定されたもの（たとえば、戦場病者戦没者遺族援護法など）でない限りその適用がないものと解さざるを得ないのである。ただし、平和条約三条により沖縄及びその住民に対する行政、立法及び司法の権力、つまり施政権は合衆国に属し、日本国はこれを有しないことと定められてゐるのであるから、日本国の法律は、沖縄に対する施政権を前提としなからざるものであるが、或いは特に沖縄住民に適用を及ぼす趣旨で制定されたものでない限り、その適用を否定せざるを得ないことは当然のことだからである。



しこうして原子爆弾被爆者の医療等に關する法律（以下原爆医療法という）には特に沖縄に居住する沖縄住民にも適用する旨の規定がなく、また規定の趣旨、條款からしても右のよき趣旨で制定せられたものと採することはできないのである。かえって同法は、日本国の施政権の及ぶ地域に居住する者に対してのみ適用する法律（属地法）であると考へるべきである。即ち、原爆医療法は、広島市および長崎市に投下された原子爆弾の被爆者が今をお置かれていた健康上の特別の状態にかんがみ、国が施政権の及ぶ地域内に居住する「被爆者」に対し健康診断、それに基づく指導および医療を行なうことにより、その健康の保持および向上をはかり、もって日本国の施政権の及ぶ地域内に成立している地域社会の福祉の維持、増進を目的とする社会保障法であるといふべきである。

以上のことは

1 同法が居住地もしくは現住地の都道府県知事に申請して、被爆者健康手帳の交付を受けた者（「被爆者」同法二条 三条一項）のみを健康管理および医療の対象としていること。従って、日本国の施政権の及ぶ地域内に居住もしくは現在しない者は、同法にいう「被爆者」になり得ないこと。

2 同法は、「被爆者」に対する医療給付とともに都道府県知事の毎年行なう健康診断およびその結果に基づき指導等被爆者の健康管理の措置を定めているのであるが（同法四、六、七条）、これら都道府県知事を行なう健康診断および指導は、日本国の施政権の及ぶ地域内に居住もしくは現在する者に対してのみ行なうことが可能であること。

3 同法は、前記の如き諸権限を直接都道府県知事の権限と規定しているほか、厚生大臣の権限と規定しているものについても都道府県知事のみ委任することができ旨規定し（同法二条）、その他の者（たとえば琉球政府の当局）に委任することは認めていない。従って、たとえば、医療の給付を受けようとする者は、あらかじめ当該負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受けることを要することになっているが（同法八条）これもいりまでもなく日本国の施政権の及ぶ地域内に居住もしくは現在する者にしてはじめてなし得ることである。

等よりいふても明らかであると考へる。

以上述べたとおり、原爆医療法は、沖縄に居住する沖縄住民には適用されないものであるから、原告らは、同法に基づく健康管理および医療を受け得ず、従って本件医療費の支給の請求権を有しないものといわねばならない。

### 三、原告らは、具体的医療費請求権を有しない。

原告らは、本件訴訟において被告に対して直接医療費の支払いを請求されているが、原告らが原爆医療法に基づく健康管理および医療を受けりるか否かの点はしばらく措くとしても、原告らは、いまだ右金員の支払いを求める権利を有しない。即ち、原爆医療法による医療費請求権は、同法二条により被爆者健康手帳の交付を受けた「被爆者」が、同法八条の定めるところにより当該負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の厚生大臣の認定を受け、しかも、緊急その他やむを得ない理由により指定医療機関以外の者から同法七条二項各号に規定する医療を受けた場合において、所定の手続により医療費の支給を請求し、厚生大臣が必要があると認めて支給決定処分をしてはじめて具体的な金銭債権として発生するものであって、かよりな手続を経る以前においては「被爆者」といへども直接被告に対して医療費の支払いを請求する権利を有しないのである。原告らは、本件請求に依る受療当時はいづれも被爆者健康手帳の交付を受けた「被爆者」ではなく、また当然当該負傷又は疾病につき同法八条の厚生大臣の認定を受けておらず、従ってまた厚生大臣の医療費の支給決定を受けていないのであるから、被告に対して直接医療費の支払いを求める原告らの本訴請求は、この点においても失当といわなければならぬ。

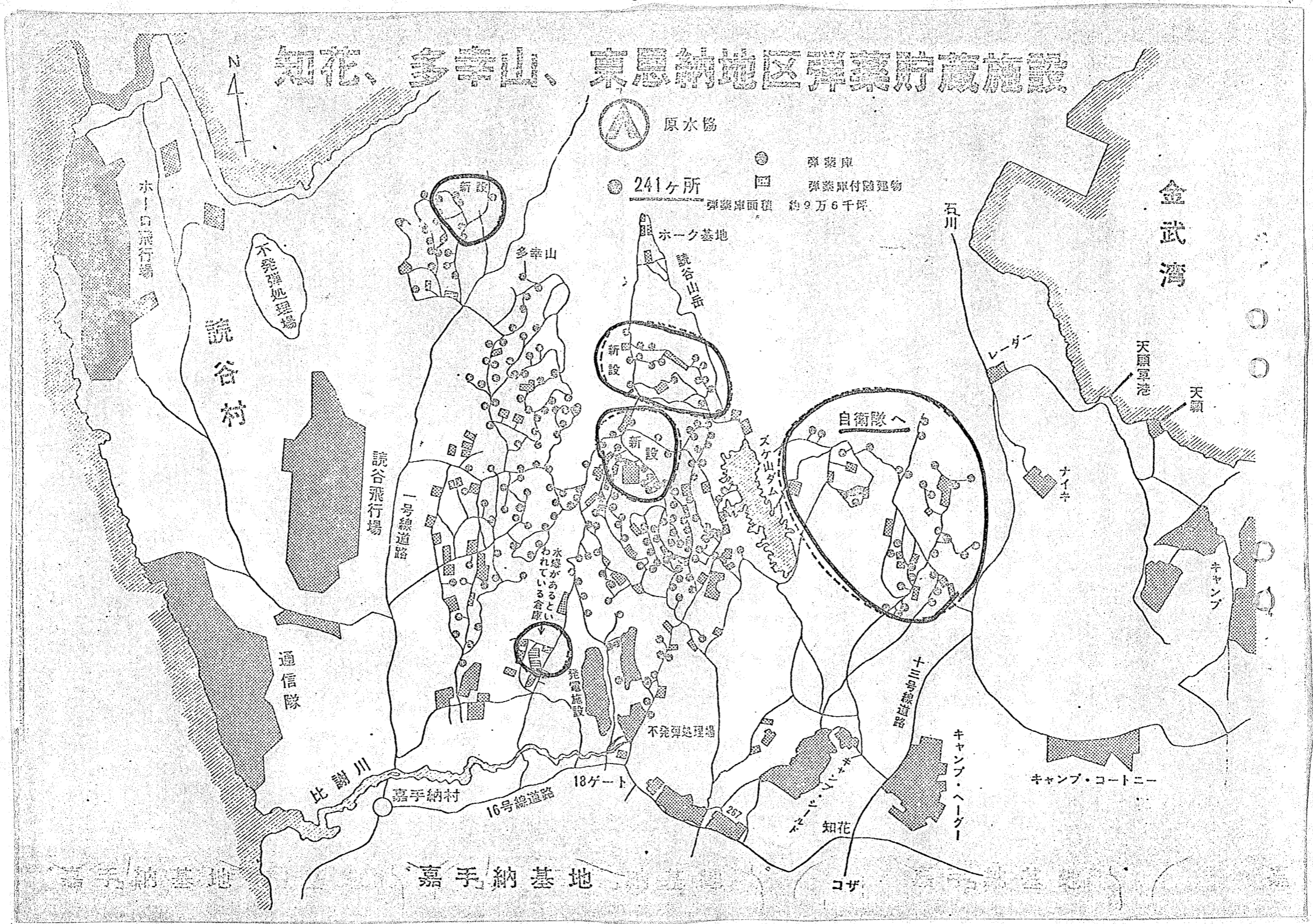
### 四、沖縄に居住する原子爆弾被爆者に対して日本国政府のとっている救済措置

以上は、原爆医療法の解釈について述べたのであるが、日本国政府としては、沖縄に居住する原子爆弾被爆者に対して原爆医療法に基づく健康管理および医療を受け得ないからといって、そのまま放置して無為に退して来たわけではない。即ち、日本国政府は、昭和三十九年一月沖縄住民から原子爆弾被爆者救援の要請もあったので、自來外務省を通じて合衆国政府と折衝を続けたところ、昭和四〇年四月五日日本国政府

府総理府特別地域連絡局長、同厚生省公衆衛生局長および米国民政府の承認を受けた琉球政府厚生局長との間に沖縄在住原爆被爆者の医療問題に関する了解書が成立した。この了解は、沖縄住民であつて日本本土に居住するならば、原爆医療法による給付を受ける資格のある者（以下申請者という）の要請に応ずるためになされたものであつて、大要次の如きものである。

- 1 日本国政府が沖縄に対して行なう毎年の技術援助計画の一部として、日本国政府は、適当な人数の医療専門家である医師および補助員を派遣し、申請者の充分な医学的調査を実施する。
  - 2 申請者が日本国政府、琉球政府間の協議により原爆医療法に定める「被爆者」である旨決定され、かつ、医学的調査の結果同法の適用地域において同法七条一項の適用を受けりる者であるときは、その者を必要な治療を受けさせるため患者として日本本土に送る。
  - 3 日本国政府は、患者が送らるべき医療施設を決定し、同法に規定されている入院加療を含む必要を医療を供与し、患者に対する医療費および必要な医療手当を支給する。そして右医療、手当等は、日本本土に居住する患者に与えられるものを下廻らないものとする。
  - 4 日本国政府は、右患者の沖縄、日本本土間の往復の旅費を支給する。
- 日本国政府は、右了解書に基づいて、昭和四〇年三月三〇日から四月二十九日までの間、沖縄において行つた原子爆弾被爆者に対する医学的調査の結果に基づき、原爆医療法七条一項に該当する患者に相当するものと認められた一三名のうち、本土で治療を希望する原告九名、同謝花良頭を含む一名の患者を日本本土の病院で治療することにあり、同人は、同年九月二六日広島または長崎原爆病院に収容されたが、これらの者のうち七名は、すでに軽快および治癒退院し、現在四名が入院加療中である。また、日本国政府は、右指図に加えて、さらに沖縄に居住する原子爆弾被爆者全員を対象として日本本土の「被爆者」に対すると同様の取扱いが沖縄においてもなされるより、その具体的手続、方法等について日下米国民政府および琉球政府と協議を行なつており、合意が得られた次第実施に移す予定である。

# 知花、多幸山、東恩納地区弾薬貯蔵施設



被爆26周年

原水爆禁止世界大会

沖縄大会実施要綱

原水爆禁止沖縄県協議会

被爆26周年原水爆禁止世界大会

沖縄大会 スローガン (案)

- 一、いかなる国の核兵器にも反対し、原水爆の完全禁止を実現しよう
- 一、沖縄から一切の軍事基地を撤去させ、沖縄を平和の要にしよう
- 一、自衛隊の沖縄配備に反対し、日本の軍国主義を粉碎しよう
- 一、日米共同による軍事優先の沖縄返還協定を粉碎し、反戦復帰をかちとろう
- 一、原爆被爆者を救援し、「被爆者援護法」を制定させよう
- 一、原爆被害の本質と真相を広く伝え、平和教育を徹底させよう

# 被爆26周年原水爆禁止世界大会

## 沖縄大会の意義

人類史上初の原爆が、一九四五年八月六日、そして九日に広島・長崎に投下され、瞬時にして幾十万の尊い生命を奪い奪つて、地上一切の物を焼きつくしてしまった。

更に、一九五四年三月一日には、ビキニ環礁で初の水爆実験が行なわれ、その死の灰に見舞われた第五福丸の乗組員久保山愛吉さんがその犠牲になつたことによつて、日本は二度も原水爆による実体験をもつ被爆国となり、国民は世界どこの国民よりも原水爆のおそろしさと、その残酷性を身をもつて教えられた。

その二回にわたる被害は大きく、国民の原水爆禁止運動へと発展してきた。しかしながら核兵器をめぐる世界の情勢は、その運動を上向き、その最、質、運送手段とも依然として開発競争が続けられ、今や二十六年前の原爆被害とは、違いの核体系をもつて、れわれの頭上に覆いかぶさつてきています。

そのよりなきびしい情勢のなかで、アメリカの核基地として全世界の注目を集めている沖縄は、日米安保体制に

つとつた七二年返還によつてその姿は大きく変わろうとしています。

それは、日本政府が強調し、大きく宣伝してきている「核ぬき」「本土並み」返還を上向き、その裏ですすめられていく日米による、アジア核侵略体制の強化が沖縄を裏石にして露骨にすすめられており、「核抜き返還」どころか「核付き、基地自由使用」なる返還がなされようとしています。

そのことは、去る六月十七日に印刷された沖縄返還協定の内容でも明らかのように、米軍基地の機能強化と継続維持、自由使用を容認し、沖縄基地内で核とは関連のりうす、しかも安上り基地維持のために不必要となつた一部

基地の返還を大々的に宣伝し、核基地として重視されてきた基地については一基も返還内容に含まれておらず、それらの基地の取扱ひについて一言もふれていないことでも明らかであるといえます。

そのよりな内容をもつ返還は、日本の軍事政策でもつてひき起こされた戦争の敗戦によつて、戦後から今日にいたる間米民の人権まで異民族に売り渡され、軍事を優先した植民地政策のなかで核兵器とともに生活し、ベトナム侵略戦争が始まるや、その補給、出撃訓練基地として戦場同様の不安と犠牲を強いられ、ひたすら反戦平和と軍事基地の完全撤去を訴え続けてきた県民の要求する返還とは逆行するものであり、日本の核武装を前提とした県民無視の返還であるといえます。

一方沖縄返還をテコに大量の自衛隊(軍隊)を沖縄に配備し、日米共同によるアジア侵略の拠点沖縄に求め、自衛隊の核武装の既成事実を沖縄でつくり、必然的に日本の核武装を完成しようとしていることも、米軍基地の肩代りとその買取り政策が明らかにされている以上、沖縄を要石とした自衛隊の核武装もかくすことが出来なくなり、沖縄返還によつて本土の沖縄化とともに、自衛隊の海外派兵という日本政府にとつても軍事的な一大転機であるといえます。

また、それに加えて軍事と同一体系をもつ軍需産業の資本が多様な形態で沖縄の経済発展に名をかりて進出し、今や沖縄は軍事政策と、それに同系する資本によつて県民生活から政治に至るまで軍事にゆりつぶされ、県民不在の県に仕立てられようとしており、沖縄をとりまく情勢はきびしく複雑であり、これを監視することは沖縄だけだけでなく、全国民の問題として重要な局面をむかえているといえます。

したがって沖縄問題を正しくふまえ、それを全国民ひいては全人類の問題としてとらえていくことは今後の運動の重要な課題であるといえます。

そのよりな意味からして、アメリカの核基地であり、やがて自衛隊の核基地と化していきこうとする現地沖縄で原水爆禁止世界大会を本土の大会に先がけて開催することは、原水爆を禁止し、沖縄県民の人権を回復するとともに、

全國民ひいては全人類の破滅か、それとも平和と繁栄を築いていくことが出来るかという、七〇年代運動の起点としての展望を生み出し、それを拡大強化していくためにも沖繩の現実からして大きな意義があるものと思えます。

われわれは、その沖繩大会のもつ意義を十分認識し、沖繩を起点にした全世界の平和勢力を結集し、その閉結の上にたつた原水爆禁止運動を発展せしめねばならない、それがわれわれ一人ひとりには負わされた重要課題であり、今後の運動の中で積極的に生かしていかなければならないと思えます。

被爆26周年原水爆禁止世界大会 沖縄大会

月 日	時 間	行 動	場 所	人 員	備 考
7月20日 (火)	14:20 ----- 16:05 -----	大阪便 } 福岡便 } 本土代表来県 東京便 }	那覇空港着	大阪便約—116名 福岡便約—60名 東京便—若干名	バスで一時宿舎へ
	18:00～20:00	被爆26周年原水爆禁止世界大会沖縄大会 開会総会	官公労共済会館ホール	約400名	
7月21日 (水)	9:30～17:00	南部・中北部基地視察		各県代表を除く全員	代表者会議参加者は会議終了後基地視察へ
	9:30～11:00	代表者会議	八汐荘ホール	各県代表と沖縄代表	
	18:00～20:00	基地撤去・自衛隊配備反対県民大会	状況に応じて設定する		本土代表は基地視察から直接参加する
7月22日 (木)	9:30～17:00	分 散 会	第一会場=八汐荘ホール 第二会場=教職員会ホール 第三会場=官公労共済会館 第四会場=琉生ビル小ホール		
	19:00～20:00	分散会のまとめ	八汐荘ホール	分散会議長と執行部	
7月23日 (金)	9:30～16:30	階 層 別 集 会	農漁民集会=八汐荘ホール 青年婦人集会=教職員会ホール 公労協集会=琉生ビル小ホール 労働組合集会=官公労共済会館ホール 被爆者集会=沖縄会館ホール		△農漁民集会=官公労(農林、水産支部)農漁民 △青年婦人集会=沖青協、婦連、県労協婦人部 △公労協集会=官公労、教職員会、自治労、全運労 △労働組合集会=県労協、私鉄、軍港湾労全軍労、港運労 △被爆者集会=被爆協、政府、医療機関看護学校
	19:00～21:00	被爆26周年原水爆禁止世界大会沖縄大会 閉会総会	官公労共済会館ホール	約400名	
7月24日 (土)		自 由 調 査			
	12:10 15:30	本土代表福岡便で帰任 " 大阪便で帰任	那覇空港発		

被爆26周年原水爆禁止世界大会  
沖縄大会開会総会日程

とき 一九七一年七月二〇日 一八時  
ところ 官公労共済会館ホール

一、司会 (開会宣言・日程提案) ..... 伊差川新吉

二、全員合唱 (原爆ゆるすまじ)

三、全員黙とう

四、議長団選出  
沖縄 ..... 岸本忠三郎  
本土 ..... 桃原用行

五、主催者あいさつ ..... 桃原用行

六、原水禁代表あいさつ  
行政主席 屋良朝苗  
那覇市長 平良良松  
沖縄キリスト教短期大学学長 平良修  
原水禁代表委員 森滝市郎

七、来賓あいさつ

八、基調提案 ..... 森滝市郎

九、スローガン採択  
社大党代表  
社会党代表  
労働者代表  
本土代表

一〇、決意表明

十一、休会宣言



被爆26周年原水爆禁止世界大会  
 沖繩大会 役員割当表 (沖繩側)

月日	行 動	役 職	氏 名	所 属
七月二〇日	開 会 総 会	沖繩大会長 沖繩大会事務局長 " 運営委員	桃原用行 東 清良 常任理事が当る	自治労委員長 原水協
七月二〇日	代 表 者 会 議	議 長	岸本忠三郎	自治労委員長
七月二〇日	卓 民 大 会	議 長	田場盛徳	教職員会
七月二二日	分 散 会	議 長	中 根 章	社大党
		(第一会場)	花城健治	教職員会
		(第二会場)	上里幸正	官公労
		(第三会場)	久部良英夫	自治労
		運 営 委 員	当山哲男	社会党
		(第一会場)	金城信光	教職員会
		(第二会場)	東若実秋	官公労
		(第三会場)	伊差川新吉	自治労
		(第四会場)	瑞慶覧長方	社大党
		(第一会場)	与那嶺 勇	沖青協
		(第二会場)	亀甲康吉	全通労
		(第三会場)	大田守昭	県労協
(第四会場)	東江次郎	被爆協		
(第五会場)	運 営 委 員	渡久山幹雄	社大党	
(第一会場)	田場盛徳	沖青協		
(第二会場)	垣花広光	全通労		
(第三会場)	玉城徳三	私鉄沖繩		
(第四会場)	金城秀一	被爆協		
(第五会場)	議 長	岸本忠三郎	自治労委員長	
七月二三日	階 層 別 集 会			
七月二三日	閉 会 総 会			
七月二二日	基 地 視 察	添 乗 員 (案 内)	四 名	

被爆26周年原水爆禁止世界大会

動員割当表

団体名	開会・閉会総会 会場名	動員数 (各会場)	分散会 会場名	動員数 (各会場)	階層別集 会場名	動員数 (各会場)
教職員会	官公労共済 会館ホール	六〇名	四会場	一〇名	第三会場	八名
官公労		四〇名		六名	"	三名
全通労		三〇名		五名	"	二名
自治労		二〇名		四名	第四会場	二名
私鉄沖繩		一五名		二名	"	二名
軍港湾労		一〇名		二名	"	二名
港選労		一〇名		二名	第二会場	八名
沖青協		一〇名		二名	第一会場	二名
社大党		八名		二名	"	二名
社会党		八名		二名	第二会場	六名
婦連		五名		一名	第四会場	一名
タイムス労		三名		一名	"	一名
新報労		三名		一名	第五会場	一名
ラジオ沖繩労		三名		一名	"	一名
P T A 連		二名		一名	第一会場	二名
遺族会		二名		一名	"	一名
町村会		二名		一名	第一会場	二名
議長会		二名		一名	"	二名
被爆協		五名		一名	"	一五名
琉大学生会		五名		一名	第二会場	一名
全書記労		二名		一名	第四会場	一名
県労協		五名		二名	"	二名
全軍労		五名		二名	"	二名
計		二五五名		六二名	"	七三名

但し、階層別集会の第一、第二、第五会場に割当てられていない団体でも各会場に割当動員以外に最底一人以上は参加させて下さる。

分散会

- 第一会場 (八汐荘ホール)
- 第二会場 (教職員会ホール)
- 第三会場 (官公労共済会館ホール)
- 第四会場 (琉生ビル小ホール)

階層別集會

- 第一会場 (農民集會) (八汐荘ホール)
- 第二会場 (青年婦人問題) (教職員会ホール)
- 第三会場 (公労協集會) (琉生ビル小ホール)
- 第四会場 (労働組合集會) (官公労共済会館ホール)
- 第五会場 (被爆者集會) (沖繩会館ホール)

△七月二二日の県民大会は各団体とも最大動員

被爆26周年原爆禁止世界大会  
沖縄大会 閉会総会日程 (案)

とき 一九七一年七月二三日 一各時  
ところ 官公労共済会館ホール

- 一、司 会 ..... 伊 差 川 新 吉
- 二、海外代表あいさつ
- 三、分散会報告 ..... 加 藤 重 行
- 四、階層別集会報告 ..... 各 会 場 議 長
- 五、沖縄アピール並びに決議採択
- 六、全員合唱 (がんばろう)
- 七、閉会宣言

基地撤去・自衛隊の沖縄配備反対県民大会 日程

とき 一九七一年七月二十一日(水)午後六時  
ところ 状況に応じて設定

司 会 者

- 一、開会あいさつ
- 二、歌「原爆ゆるすまじ」
- 三、大会長あいさつ
- 四、来賓あいさつ
- 五、議長団選出
- 六、決意表明
- 七、宣言、決議採択
- 八、歌「がんばろう」
- 九、がんばろう三唱
- 〇、閉 会 宣 言

分散会のもち方について

被爆26周年原水爆禁止世界大会の基調に基づいて討論を行なう。  
 本土代表、沖縄側参加者を含めて四会場に分散し、各会場毎に運営員（本土二、沖縄二）を選出して運営に当り、運営委員は開会と内容説明を若干行ない、議長団を選出して議事の進行に当る。  
 議長は、各会場とも本土一人、沖縄一人として分散会終了後はそれぞれの討論内容をもち合  
 つて分散会のとめを行ない沖縄大会閉会総会においてその報告を行なう。

階層別集会のもち方について

集会の運営は、分散会と同じ要領で行ないますが、各階層別にその討論内容が異つてい  
 るため、参加する人びともそれぞれの分野から具体的な提起討論がなされるものと思われ  
 る。各会場の議長はそれぞれ提起された問題点や討論内容をまとめ、沖縄大会閉会総会にお  
 いて各会場別のまとめを報告する。

会場案内

会場名	取次電話番号
官公労共済会館ホール	(55) 二四一〇〇 直通
教育会館ホール	(32) 七九四二 直通
八沙荘	(32) 一一九一(代)取次
琉生ビル小ホール	(34) 一一二五(代)取次
沖縄会館ホール	(68) 五四七七 直通

宿泊所一覧

宿泊所名	電話番号	収容人員
八沙荘	(33) 一一九一	七〇名
日本ホテル	(34) 一一六一	五〇名
桂荘	(33) 二七八七	三〇名
浮島ホテル	(32) 一八八	三〇名
計		一八〇名

各 団 体 一 覧

団 体 名	住 所	電 話 番 号
沖繩 教 職 員 会	那覇市松尾一八三の一	(三三) 〇一六一
沖繩 官 公 庁 勞 働 組 合	〃 二中前六〇の一	(三三) 二四一四
沖繩 全 通 信 勞 働 組 合	〃 久茂地町一の一〇	(三三) 五七八三
自 治 勞 働 組 合 本 部	〃 下泉町二の一〇 市役所内	(三三) 〇二三〇
私 鉄 総 連 沖 繩 県 勞 働 組 合 連 合 会	〃 下泉町二の三六	(五五) 七一五
全 沖 繩 港 湾 運 輸 勞 働 組 合	〃 西本町四の三	(六八) 三九七八
沖 繩 県 青 年 団 協 議 会	〃 久米町一の三一 沖繩会館内	(六八) 一七五六
軍 港 湾 勞 働 組 合	〃 山下町二の三六	(三三) 一九八二
沖 繩 社 会 大 衆 党 本 部	〃 上泉上一の八	(三三) 三七七五
日 本 社 会 党 沖 繩 県 本 部	〃 旭町三四 官公勞共済会館内	(五五) 二四〇二
沖 繩 婦 人 連 合 会	〃 大道一七二	(三二) 四三七九
沖 繩 P T A 連 合 会	〃 牧志町一の一〇八	(三三) 三五八二
沖 繩 遺 族 連 合 会	〃 壺川七九二 くらしお会館	(三二) 一六九六

各 団 体 一 覧

団 体 名	住 所	電 話 番 号
琉 大 学 生 会	〃 首里当の蔵 琉大内	(三四) 〇一〇一
沖 繩 町 村 会	〃 久米町一の三一 沖繩会館内	(六八) 五九一五
沖 繩 県 町 村 議 会 議 長 会	〃 久米町一の五二 土地連会館	(六八) 七九五七
沖 繩 タイムス 勞 働 組 合	〃 久茂地町一の五一	(三三) 三一一一
琉 球 新 報 勞 働 組 合	〃 下泉町二の八	(三三) 一一三一
ラ ジ オ 沖 繩 勞 働 組 合	〃 泉 町三の二十二	(三二) 三一七六
全 書 記 勞 働 組 合	〃 下泉町二の三六 県勞協内	(三三) 三三五七
沖 繩 県 原 爆 被 爆 者 協 議 会	〃 久米町一の三一 原水協内	(六八) 七八三六
沖 繩 県 勞 働 組 合 協 議 会	那覇市 下泉町二の三六	(三三) 三三五七
全 沖 繩 軍 勞 働 組 合	〃 旭町三四 官公勞共済会館内	(三二) 五五八七
沖 繩 県 祖 國 復 帰 協 議 会	〃 松尾一八二	



FACILITIES SUBCOMMITTEE

MEMO No. 579

26 June 1968

MEMORANDUM FOR: The Joint Committee

SUBJECT: Establishment of United States Facility and Area on Iwo Jima

1. References:

a. Memorandum FSUS-190-1029-L, 26 June 1968, subject: United States Facility and Area, Iwo Jima.

b. Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan, regarding Facilities and Areas and the Status of United States Forces in Japan.

2. The Government of Japan hereby concurs in the United States proposal contained in reference 1a above.

3. The Facility and Area to be provided for use by the United States Government referred to in paragraph 3, reference 1a, is as follows:

a. Facility name and number: Iwo Jima Communication Site, FAC 3181.

b. Location: Ogasawara Mura, Tokyo-to

c. Extent:

(1) U.S. Facility and Area:

(a) Area described in basic paragraph 3, reference 1a, approximately 4,268,578 square meters.

(b) Easement area described in paragraphs 3.e., 3.g., and 3.h., reference 1a, approximately 17,643 square meters.

(2) Areas described in paragraph 3.c., reference 1a, provided under the provisions of Article II 4(b), reference 1b.

(a) Airfield: Approximately 834,493 square meters.

MEMO No. 579 (Con't)

(b) Landing areas: Approximately 899,000 square meters.

(c) Structures as described in paragraphs 3.a.(1) and 3.b., reference 1a.

(d) These areas will be jointly used with the Japan Self Defense Forces and during periods of this United States use for accession and movement all pertinent provisions of reference 1b apply.

4. It is recommended that this matter be approved.

Accepted and referred to the Joint Committee on 26 June 1968.

N. YAMAGAMI  
Japanese Chairman

W. H. AYER  
Captain, United States Navy  
United States Chairman

Approved by the Joint Committee on 26 June 1968.

FUMIHIKO TOGO  
Japanese Representative

E. P. WILKINSON  
Rear Admiral United States Navy  
United States Representative

FACILITIES SUBCOMMITTEE

MEMO No. 580

26 June 1968

MEMORANDUM FOR: The Joint Committee

SUBJECT: Establishment of United States Facility and Area on Marcus Island

1. References:

a. Memorandum FSUS-190-1028-L, 26 June 1968, subject: United States Facility and Area, Marcus Island.

b. Agreement under Article VI of the Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan, regarding Facilities and Areas and the Status of United States Forces in Japan.

2. The Government of Japan hereby concurs in the United States proposal contained in reference 1a above.

3. The Facility and Area to be provided for use by the United States Government, referred to in paragraph 3, reference 1a, is as follows:

a. Facility name and Number: Minami-Tori Shima Communication Site, FAC 3182.

b. Location: Ogasawara Mura, Tokyo-to.

c. Extent:

(1) U. S. Facility and Area:

(a) Area described in basic paragraph 3, reference 1a, approximately 831,597 square meters.

(b) Easement area described in paragraphs 3. g. and 3. h., reference 1a, approximately 1,021 square meters.

(2) The areas described in paragraph 3b, reference 1a, under the provisions of Article II 4(b):

(a) Airfield: Approximately 65,985 square meters.

MEMO No. 580 (Con't)

(b) Boat Basin: Approximately 2,600 square meters.

(c) Structures: As described in paragraph 3. a. (1) and 3. e., reference 1a.

(d) These areas will be jointly used with the Japan Self Defense Forces and during periods of this United States use for accession and movement all pertinent provisions of reference 1b apply.

4. Those areas of Joint Use of United States Government-owned buildings is:

a. Civilian Quarters, paragraph 4. a., reference 1a, 135 square meters.

b. Weather Bureau Office, paragraph 4. b., reference 1a, 66 square meters.

c. Radio Transmission Room, paragraph 4. c., reference 1a, 12 square meters.

5. It is recommended that this matter be approved.

Accepted and referred to the Joint Committee on 26 June 1968.

N. YAMAGAMI  
Japanese Chairman

W. H. AYER  
Captain, United States Navy  
United States Chairman

Approved by the Joint Committee on 26 June 1968.

FUMIHIKO TOGO  
Japanese Representative

E. P. WILKINSON  
Rear Admiral, United States Navy  
United States Representative.



CONFIDENTIAL

5 April 1968

DRAFT JOINT COMMITTEE MINUTES

1. The United States representative stated: "Under the terms of the Agreement between Japan and the United States of America concerning Nanpo Shoto and other islands, the United States wishes to use the following sites in these islands:

A. Iwo Jima. Communications site (the LORAN A and C stations, including antenna fields.)

B. Marcus Island. Communications site (the LORAN C station, including the radio station and antenna fields.)"

2. The Japanese representative stated: "The Government of Japan agrees with the requests just made by the representative of the United States for the use of those sites and understands that the agreements for the use thereof will be concluded by the two Governments through the Joint Committee in accordance with Article II of the SOFA."

3. The United States representative stated: "In accordance with the expressed intention of the Government of Japan gradually to assume much of the responsibility for defense of the Bonins area as set forth in the Joint Communique issued following Prime Minister

CONFIDENTIAL

- 2 -

Sato's meeting with President Johnson November 15, 1967, the United States will transfer to Japan the following installations and sites:

A. Chichi Jima.

1. The United States naval facility.
2. The United States Navy weather station.
3. The munition storage sites.

B. Iwo Jima.

1. The airfield and other fixed facilities within the air base.
2. The aviation fuel farm.
3. The aircraft warning light facility on Mount Suribachi.
4. The low frequency navigational beacon facility.
5. The TACAN facility.

C. Marcus Island.

1. The airfield and other fixed facilities within the air base.
2. The aviation fuel farm.
3. The radio beacon facility."

4. The Japanese representative replied: "It is the intention of the Government of Japan to maintain and operate the installations and sites just enumerated by the United States representative. The Government of

CONFIDENTIAL

- 3 -

Japan suggests that the Facilities Subcommittee proceed to delineate the boundaries of and to make the arrangements for those installations and sites the continued use of which will be granted to the United States pending the completion of their transfer to Japan."

5. The United States representative agreed to the Japanese representative's proposal and stated: "The appropriate authorities of the two Governments should now consult as to the movable equipment located within the installations and sites enumerated in paragraph 3 above which the Government of Japan may consider it convenient to purchase from the United States armed forces."

6. The Japanese representative replied: "This is agreeable to the Government of Japan. The Government of Japan also understands that it is not obligated to compensate the United States for any improvements made in those installations and sites or for the buildings or structures." The United States representative replied: "This is agreeable to the Government of the United States."

7. The United States representative stated: "The United States proposes the following understandings with reference to Nanpo Shoto and other islands.

A. In view of the limited areas of the islands concerned, both Governments will, with respect to the installations and sites to be used by the United States or turned over to Japan, give special

CONFIDENTIAL

- 4 -

attention and consideration to the possibilities for exchange of reimbursable services. The installations and sites maintained by the Government of Japan in these islands may be used by the United States armed forces in accordance with the provisions of paragraph 4(b) of Article II of the SOFA.

The United States will be kept informed, in advance, of possible future Japanese plans for substantial modifications of those installations and sites referred to in paragraph 3 above.

If and when the Government of the United States makes requests for the use of additional facilities and areas in these islands specifically and case by case through the Facilities Subcommittee in accordance with Article II of the SOFA, the Government of Japan will give as prompt and favorable consideration as possible to such requests.

B. The United States armed forces may utilize, in accordance with the arrangements pursuant to the Treaty of Mutual Cooperation and Security between Japan and the United States of America, the territorial waters, ports and harbors of Nanpo Shoto and other islands and air space over the land and territorial waters of these islands.

C. In accordance with the relevant provisions of the SOFA, the Government of Japan, upon detection or upon the request of the

CONFIDENTIAL

- 5 -

United States armed forces, will take adequate measures as soon as possible in the area of the concerned islands for avoiding or eliminating interference with telecommunications electronics employed by the United States armed forces in the area.

D. The local workers employed by the United States armed forces in those installations and sites designated in paragraph 3 above for return to Japan shall not be covered by the Master Labor Contract concluded under the SOFA during the period of the United States use of the said installations and sites."

8. The Japanese representative replied: "These understandings are acceptable to my Government. In regard to the installations and sites maintained by the Government of Japan in these islands which the United States wishes to use in accordance with the provisions of paragraph 4(b) of Article II of the SOFA, the Government of Japan suggests that the Facilities Subcommittee proceed to make necessary arrangements."

( 確定版 )

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

○  
○  
○  
○  
○  
○

○  
○  
○  
○  
○  
○

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 法令の適用の暫定措置（第三条―第八条）  
第三章 権利の調整等（第九条―第十七条）  
第四章 村の設置（第十八条―第二十五条）  
第五章 現地における行政機関の設置（第二十六条―第二十九条）  
第六章 雑則（第三十条―第三十六条）  
第七章 罰則（第三十七条―第三十九条）  
附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、小笠原諸島（嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置その他必要な特別措置を定めるものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、小笠原諸島の旧島民（昭和十九年三月三十一日に小笠原諸島に住所を有していた者で、この法律の施行の日の前日において小笠原諸島以外の本邦の地域に住所を有するものをいう。以下同じ。）ができるだけすみやかに帰島し、生活の安定を得ることができるように配慮するとともに、この法律の施行の際小笠原諸島に住所を有する者の生活の安定が不当にそこなわれることのないように努めなければならない。

第二章 法令の適用の暫定措置

(最高裁判所裁判官の国民審査及び公職の選挙に関する暫定措置)

第三条 この法律に特別の定めがあるもののほか、当分の間、小笠原諸島における最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)による国民審査及び公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙については、政令で特別の定めをすることができる。

(国民年金の特例)

第四条 この法律の施行の際小笠原諸島に住所を有する者に対する国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

(労働者災害補償保険及び失業保険の特例)

第五条 この法律の施行の日の前日までの間に小笠原諸島において行なわ

れていた事業又は小笠原諸島にあつた事務所政令で定めるものを使用してされていた者については、政令で、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)及び失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)の規定の適用につき特例を設けることができる。

(合衆国軍隊関係離職者に対する特例)

第六条 この法律の施行の日の前日までの間に小笠原諸島にあつたアメリカ合衆国軍隊及びその関係機関で政令で定めるものに労務を提供するために雇用されていた者のうち、小笠原諸島の復帰に伴うアメリカ合衆国軍隊の撤退等により離職を余儀なくされた者については、政令で、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五百十八号)の規定の適用につき特例を設けることができる。

(農地法の施行停止)

第七条 小笠原諸島においては、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）は、政令で定める日の前日までは施行しない。

2 前項の政令で定める日は、旧島民が帰島して土地を開発し、これを耕作の目的に供することができることとなるまでに要する通常の期間を考慮して定めなければならない。

（必要な暫定措置等の政令への委任）

第八条 第三条から前条までに規定するもののほか、小笠原諸島に関し次に掲げる事項については、当分の間、他の法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

- 一 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- 二 通貨の交換に関する事項
- 三 銃砲、刀剣類及び火薬類の所持に関する事項

四 植物防疫に関する事項

五 国税又は地方税に関する法令の適用についての経過措置に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、法令の適用についての経過措置その他小笠原諸島の復帰に伴い必要とされる事項

### 第三章 権利の調整等

（賃借権の設定）

第九条 この法律の施行の際、小笠原諸島において政令で定める建物その他の工作物を所有する目的で他人の土地を引き続き六月以上使用している者（その所有者との賃貸借契約に基づき使用している者を除く。）があるときは、当該所有の目的で使用している土地について、その所有者は、その使用している者のために従前の使用の目的に従い賃借権を

設定したものとみなす。

- 2 前項の規定による賃借権（以下「法定賃借権」という。）の存続期間は、借地法（大正十年法律第四十九号）第二条第一項本文の規定にかかわらず、この法律の施行の日から十年とする。ただし、当事者が、同条の規定にかかわらず、その合意により別段の定めをすることを妨げない。
- 3 法定賃借権（国有の土地に係るものを除く。）に係る賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわなるときは、当事者は、小笠原総合事務所の長にあつせんを求めることができる。
- 4 建物の所有を目的とする法定賃借権を有する者は、この法律の施行の日から一年以内に当該賃借権又は建物の登記をしたときは、当該賃借権をもつて、この法律の施行の日から第三者に対抗することができる。  
（賃借権に係る裁判）

第十条 法定賃借権に係る賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわなるときは、申立てにより、裁判所は、類似の土地に係る賃貸借の条件、土地又は建物等の状況その他一切の事情を参酌して、これを定めることができる。

- 2 前項の規定による裁判は、法定賃借権に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所が、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）によつて行なう。
- 3 民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）第二十条の規定は、第一項の申立てがあつた場合について準用する。この場合においては、調停に付する裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 4 第一項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。その期間は、二週間とする。



5 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有する。

(国有地の貸付け又は交換)

第十一条 小笠原諸島においてその所有する土地を自己の居住する家屋及びその附帯施設の敷地として使用しようとする者が、当該土地につき法定賃借権が設定されたためその使用をすることができなくなつた場合において、政令で定めるところにより小笠原諸島に存する国有の土地(以下この条において「国有地」という。)の貸付け又は当該賃借権の目的となつた土地と国有地との交換を申し出たときは、国は、政令で定めるところにより、その申出をした者の土地の使用の目的に応じ、適当と認める国有地を貸し付け、又は国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二十七条第一項の規定にかかわらず、その者の有する当該土地と当該国有地とを交換することができる。

(使用権の設定)

第十二条 この法律の施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物(アメリカ合衆国軍隊が使用していた区域を含む。)のうち、公用(条約に基づく提供の用を含む。次条第二項において同じ。)又は公共の用に供するものとして国又は地方公共団体が決定したものが、他の者の所有する土地にあるときは、国又は地方公共団体は、次項から第四項までの規定に従つてこれを使用することができる。

2 国又は地方公共団体は、前項の規定により土地を使用する場合には、当該土地の区域並びに使用の方法及び期間をその所有者に通知しなければならない。この場合において、その所有者を知ることができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を告示し又は公告しなければならない。

3 第一項の規定による使用の期間は、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内において当該施設又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間をこえることができない。

4 第一項の規定により土地を使用した場合には、国又は地方公共団体は、当該土地を使用することによつてその所有者及び関係人（当該土地の使用の時期に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五条に規定する権利を有する者及びその承継人をいう。第三十四条第四項において同じ。）が通常受ける損失を補償しなければならない。

5 国又は地方公共団体以外の者は、この法律の施行の際小笠原諸島に存する施設又は工作物を、土地収用法その他の法令により土地を収用し又は使用することができる事業の用に供しようとする場合において、当該

施設又は工作物が他人の所有する土地にあるときは、小笠原総合事務所  
の長の承認を得て当該土地を使用することができる。この場合において、  
前三項の規定は、当該土地の使用の承認を得た者について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、第一項及び前項の規定による土地の使用  
について必要な事項は、政令で定める。

（旧小作地に係る特別賃借権の設定）

第十三条 小笠原諸島内にある土地につき昭和十九年三月三十一日（以下  
この章において「基準日」という。）において耕作（耕作に必要な防風  
林、道路、水路、ため池その他の施設の設置又は利用を含む。以下この  
条及び次条において同じ。）を目的とする地上権、永小作権又は賃借権  
（政令で定める理由による一時貸付に係るものを除く。）を有していた  
者（基準日においてこれらの権利に係る土地をこれらの者に貸し付けて

いた者を除く。)又はその一般承継人(その承継の時に於いてその被承継人がこれらの権利を有していた場合に於ては、その権利を承継した者)である個人は、この法律の施行の日から一年を経過する日までの間にこれらの権利が消滅している場合には、その日の翌日から一年以内に、これらの権利に係る土地の所有者又は政令で定めるこれらの権利を有する者(以下この条及び次条において「土地所有者等」という。)に対し、耕作の目的で賃借の申出をすることによつて、相当な賃借の条件で、その土地を賃借することができる。この場合において、その条件のうち存続期間については、定めがないものとする。

2 法定賃借権の目的となつた土地又は前項の申出のあつた時において国若しくは地方公共団体が権利を有する土地で公用若しくは公共の用に供するものと定められているもの(政令で定めるところにより公示された

ものに限る。)については、その申出は、その効力を生じない。

3 土地所有者等は、第一項の申出を受けた日から六十日以内に拒絶の意思を表示しないときは、その期間満了の時に、その申出を承諾したものとみなす。

4 土地所有者等は、この法律の施行の日から一年を経過する日までの間に第一項に規定する賃借権に係る賃借が合意により解約されている場合その他政令で定める特別の理由がある場合でなければ、同項の申出を拒絶することができない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の申出をしようとする者がその申出に係る土地所有者等を知ることができず、又はその所在を知ることができない場合の申出その他同項の申出に關し必要な事項は、政令で定める。

6 基準日に存していた耕作を目的とする賃貸借についてこの法律の施行前に賃貸人から解約の申入れがされ、この法律の施行の日から一年を経過する日までの間にその賃貸借が終了していない場合におけるその解約の申入れは、その効力を生じない。

7 第一項の規定により設定された賃借権又は小笠原諸島内にある土地につき基準日に存していた耕作を目的とする賃借権でこの法律の施行の際存するもの（以下この条及び次条において「特別賃借権」と総称する。）に係る賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわな  
いときは、当事者は、東京都知事にあつせんを求めることができる。

8 特別賃借権を有する者は、その特別賃借権の登記がなくても、この法律の施行の日から第七条第一項の政令で定める日（次条第一項において「農地法施行日」という。）の前日までにその特別賃借権に係る土地に

ついて権利を取得した第三者に対抗することができる。

（特別賃借権に係る解約の制限等）

第十四条 特別賃借権に係る賃貸借の当事者は、農地法施行日の前日まで  
は、東京都知事の許可を受けなければ、その特別賃借権を譲渡し、若しくはその特別賃借権に係る土地を転貸し、又はその特別賃借権に係る賃貸借の解除（次項の規定による解除を除く。）をし、若しくは解約の申  
入れをしてはならない。

2 土地所有者等は、前条第一項の規定により設定された賃借権を有する  
者がその設定された日から相当の期間を経過してもなおその賃借権に係  
る土地について耕作（開墾を含む。）をしていないときは、東京都知事  
の承認を受けて、その賃借権に係る賃貸借の解除をすることができる。

3 第一項の許可又は前項の承認を受けないでした行為は、その効力を生

じなす。

4 前条及び前三項に定めるもののほか、特別賃借権に関し必要な事項は、政令で定める。

(旧小作地についての賃借権に係る裁判)

第十五条 第十条の規定は、第十三条第一項の規定による賃貸借の借賃その他の条件について当事者間に協議がととのわない場合について準用する。この場合において、第十条第一項中「土地又は建物等の状況」とあるのは、「従前の権利の内容、その土地の自然的条件」と読み替えるものとする。

(小笠原諸島周辺の海域における漁業の操業制限)

第十六条 小笠原諸島周辺の海域で農林省令で定めるものにおいて定置漁業及び区画漁業以外の漁業で農林省令で定めるものを営もうとする者は、

当該海域における漁業秩序がおおむね安定することとなる期間を考慮して農林大臣の定める日までは、東京都知事の許可を受けなければならない。

- 2 東京都知事は、前項の農林省令で定める小笠原諸島周辺の海域において、基準日に旧漁業法（明治四十三年法律第五十八号）第五条の免許に係る漁業権を有していた同法第四十二条第一項に規定する漁業組合の組合員であつた者又はその一般承継人で小笠原諸島に住所を有するものその他農林省令で定める者以外の者には、前項の許可をしてはならない。
- 3 第一項の許可には、制限又は条件を付することができる。

(鉱業権の設定の出願に関する特例)

第十七条 小笠原諸島において基準日に旧鉱業法（明治三十八年法律第四十五号）による鉱業権者であつた者（以下この条において「旧鉱業権者」

という。)又はその承継人が、この法律の施行の日から六月以内に、小笠原諸島における当該旧鉱業権者の旧鉱業法による鉱業権の目的となつていた鉱物と同種の鉱物を目的とする鉱業権の設定の出願をしたときは、当該旧鉱業権者の鉱区であつた区域については、その者は、鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十七条の規定にかかわらず、他の出願に対し優先権を有するものとし、同法第十四条第二項の規定は、その出願には適用しない。

#### 第四章 村の設置

##### (村の設置)

第十八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五条第一項及び第七条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に、東京都に属する小笠原諸島の区域をもつて小笠原村を置く。

##### (旧村の権利義務の帰属)

第十九条 旧大村、旧扇村袋沢村、旧沖村、旧北村又は旧硫黄島村に属していた権利義務は、小笠原村に帰属する。

##### (設置選挙の特例)

第二十条 小笠原村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙に関する公職選挙法第三十三条第三項の規定の適用については、同項中「地方自治法第七条第六項(市町村の設置の告示)の告示による当該市町村の設置の日」とあるのは、「自治大臣の指定する日」と読み替えるものとする。

##### (機関の特例)

第二十一条 小笠原村の長が最初に選挙されて就任するまでの間において、は、東京都知事が自治大臣の同意を得て任命した者をもつて村長の職務

を行なう者（以下この章において「職務執行者」という。）とする。

2 職務執行者は、この法律及びこれに基づく政令で定めるもののほか、村長及び収入役の権限に属するすべての職務を行なう。

3 小笠原村は、議会が成立するまでの間においては、政令で定めるところにより、執行機関の附属機関として村政審議会を置かなければならぬ。

（議会の議員及び長の任期の特例）

第二十二條 第二十條の規定により読み替えて適用される公職選挙法第三十三條第三項の規定に基づいて自治大臣が指定した日から起算して四年を経過した日の前日までの間において選挙される小笠原村の議会の議員及び長の任期については、地方自治法第九十三條第一項及び第四百十條第一項の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

（条例の特例）

第二十三條 小笠原村においては、議会が成立するまでの間は、地方自治法第九十六條第一項第一号の規定にかかわらず、職務執行者が村政審議会の意見をきいて、条例を設け又は改廃することができる。

2 小笠原村の長は、最初に招集された議会において、前項の規定による条例の制定について、その承認を求めなければならない。

（議決事項の特例）

第二十四條 職務執行者は、議会が成立するまでの間においては、その事務を管理し及び執行する場合において、地方自治法その他の法令により議会の議決を要することとされているときは、これらの法令の規定にかかわらず、当該議決に代えて村政審議会の意見をきかなければならない。

（政令への委任）

第二十五条 第十八条から前条までに定めるもののほか、小笠原村の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 現地における行政機関の設置

(小笠原総合事務所の設置)

第二十六条 当分の間、小笠原諸島に係る国の行政機関の権限に属する事務を処理するため、現地の総合行政機関として小笠原村に小笠原総合事務所を置く。

2 小笠原総合事務所においては、政令で定める地方支分部局において所掌することとされている事務のほか、この法律又はこれに基づく政令の規定によりその所掌に属することとされる事務を掌る。

3 小笠原総合事務所に関する事務は、自治大臣が統理する。

4 小笠原総合事務所の内部組織は、自治大臣が関係行政機関の長と協議

して定める。

(職員)

第二十七条 小笠原総合事務所の職員の定員については、政令で定めるところによる。

2 前項の職員の任免は、自治大臣が関係行政機関の長と協議して行なう。

(指揮監督)

第二十八条 国の各行政機関の長は、それぞれの所掌事務に関し小笠原総合事務所の長その他の職員を指揮監督する。

(政令への委任)

第二十九条 前三条に定めるもののほか、小笠原総合事務所の組織及び運営並びにその処理する事務と小笠原諸島において関係地方公共団体又はその機関が処理する事務との間の連絡及び調整に関し必要な事項は、政



令で定める。

#### 第六章 雑則

##### (現地住民の採用)

第三十条 国及び関係地方公共団体は、当分の間、小笠原諸島に置かれる行政機関の職員として小笠原諸島の住民が採用されることとなるように配慮しなければならない。

##### (国及び地方公共団体の施設等の供用)

第三十一条 国及び関係地方公共団体は、当分の間、小笠原諸島の住民の生活の安定のため必要がある場合には、小笠原諸島においてその事務又は事業の用に供している施設その他の財産を、他の法令の規定にかかわらず、その設置の目的を著しく妨げない限度において住民の使用に供することができる。

##### (負担金、補助金等の特例)

第三十二条 当分の間、小笠原諸島の住民の生活の安定のため必要があるときは、他の法令の規定にかかわらず、国の負担金、補助金等に関し政令で特別の定めをすることができる。

##### (国所有の財産の譲与等)

第三十三条 国は、当分の間、小笠原諸島の住民の生活の安定を図るため必要があるときは、国有財産法、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）若しくは国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）又は物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）その他の法令の規定によるほか、国が小笠原諸島において所有する政令で定める国有財産又は物品を、政令で定めるところにより、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行な

う者に対し、無償又は時価より低い価格で譲与し、又は貸し付けることができる。

2 国は、当分の間、政令で定めるところにより、前項に規定する国有財産の管理を地方公共団体その他同項に規定する事業を行なう者に委託することができる。

(緊急事業のための土地の使用)

第三十四条 この法律の施行の日から二年を経過する日までの間において、小笠原諸島の住民の生活の安定その他公共の利益を図るため、小笠原諸島において土地收用法その他の法令により土地を収用し又は使用することができ、事業を緊急に施行する必要がある場合には、国若しくは関係地方公共団体又は政令で定める者(以下この条において「起業者」という。)は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法

及び期間について、政令で定めるところにより、建設大臣又は東京都知事の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。

2 前項の規定による使用の期間は、六月をこえることができない。

3 建設大臣又は東京都知事は、第一項の許可をしたときは、直ちに、起業者の名称、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を建設大臣にあつては官報で、東京都知事にあつてはその定める方法で告示しなければならない。

4 第二項の規定による土地の使用によつて土地の所有者及び関係人が通常受ける損失は、起業者が補償しなければならない。ただし、次条の規定に違反して行なわれた土地の形質の変更又は工作物の新築に係る損失については、この限りでない。

5 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による土地の使用について

必要な事項は、政令で定める。

(土地の形質の変更等の制限)

第三十五条 小笠原諸島の復興の計画的かつ円滑な推進を図るため、この法律の施行の日から三年をこえない範囲内において政令で定める日まで  
の間は、何人も、小笠原諸島において土地の形質の変更又は施設若しくは  
工作物の新築（以下この条において「土地の形質の変更等」という。）  
をしてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 国又は関係地方公共団体が行なうとき。
- 二 災害の防止その他公共の利益のために欠くことのできない事業として政令で定めるもののために行なう場合において、当該事業を行なう者があらかじめ小笠原総合事務所の長の許可を得たとき。
- 三 この法律の施行の際、小笠原諸島に住所を有する者が、現に使用し

ている土地について行なうとき。

四 小笠原諸島に移住する者が、その者の用に供する建物その他の工作物の新築のためにする場合において、あらかじめ小笠原総合事務所の長の許可を得たとき。

五 容易に原状に回復することができる程度の行為として政令で定めるものを行なうとき。

- 2 小笠原総合事務所の長は、前項の規定に違反して土地の形質の変更等をした者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は物件の除去その他違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
- 3 小笠原総合事務所の長は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ同項の者に対し弁明の機会を与えなければならない。

(復興法の制定)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、小笠原諸島に係る旧島民の帰島及び小笠原諸島の復興に関し国及び地方公共団体が講ずべき措置については、別に法律で定める。

#### 第七章 罰則

第三十七条 第十六条第一項の規定に違反して漁業を営んだ者又は同条第三項の制限若しくは条件に違反して漁業を営んだ者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、製品、漁船及び漁具は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第三十八条 第三十五条第二項の規定による小笠原総合事務所の長の命令

に違反した者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、第三十七条第一項又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この法律は、南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、附則第三条第二項の規定は、政令で定める日から施行する。

##### (関係法令の一部改正)

第二条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律

第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第五表東京簡易裁判所の管轄区域の欄中「文京区」を「文京区小笠原村」に改める。

第三条 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「北緯二十九度以南の南西諸島」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」に改める。

2 沖繩関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島のうち法務省令で定める地域」を削る。

第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「、伊平屋島、北緯二十七度」を「及び伊平屋島並びに北緯二十七度」に改め、「、嬬婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう。)、沖の鳥島及び南鳥島」を削る。

第五条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

附則第二十項を附則第二十一項とし、附則第十九項中「附則第十二項から附則第十五項まで」を「附則第十三項から第十六項まで」に改め、同項を附則第二十項とし、附則第十八項を附則第十九項とし、附則第十七項中「附則第十五項」を「附則第十六項」に改め、附則中同項を第十八項とし、第十六項を第十七項とし、第十五項を第十六項とし、附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十三項」に改め、附則中同項を第

十五項とし、第十三項を第十四項とし、第十二項を第十三項とし、第十  
一項の次に次の一項を加える。

12 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、小笠原村は、東京都第二  
区に属するものとする。

第六条 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の一部を次のように  
改正する。

附則第七項中「、嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火  
山列島をいう。）、沖の鳥島又は南鳥島」を削る。

第七条 自治省設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）の一部を次  
のように改正する。

第四条第一項中第十四号の八を第十四号の九とし、第十四号の七を第  
十四号の八とし、第十四号の六の次に次の一号を加える。

十四の七 小笠原諸島（小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措  
置等に関する法律（昭和四十三年法律第 号）第一条に規定す  
る小笠原諸島をいう。第十条第一項において同じ。）の復興に関す  
る事務を行なうこと。

第十条第一項中第五号の五を第五号の六とし、第五号の四を第五号の  
五とし、第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四 小笠原諸島の復興に関する事務を処理すること。

第八条 南方同胞援護会法（昭和三十二年法律第百六十号）の一部を次  
のように改正する。

第一条中「次に掲げる地域」を「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二  
十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）の地域」に改め、各号を削  
る。

附則第十二項を次のように改める。

(業務に関する暫定措置)

12 援護会は、当分の間、第二十条に掲げる業務のほか、次の業務を行なうことができる。

- 一 政令で定める北方の地域に関し、第二十条に掲げる種類の業務
- 二 小笠原諸島(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第 号)第一条に規定する小笠原諸島をいう。)の現地の住民(同法の施行の日の前日に小笠原諸島に住所を有する日本国民をいう。)に対する援護、小笠原諸島の旧島民の帰島のために国又は地方公共団体が行なう施策に対する協力及びこれらの業務に関し協力する者に対する助成

理由

南方諸島及びその他の諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基づく小笠原諸島の復帰に伴い、法令の適用についての暫定措置を定めるとともに、同協定の効力発生の際現に小笠原諸島に住所を有する者及び小笠原諸島に係る旧島民の権利又は利益の保護並びにこれらの者の生活の安定等を図るため特別の措置を講じ、あわせて小笠原諸島をその区域とする村の設置及び現地における行政機関の設置等について所要の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



( $\frac{4}{3} \times 5$ )

10  
0  
0  
0  
0  
10

0  
0  
0  
0  
0  
0